

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構課題対応型支援実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）における課題対応型支援の実施、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 課題対応型支援とは、外部からの依頼に基づき、技術指導の実効性を高めるため、簡易的または短期的に試験、分析、測定、調査、評価等を実施することをいう。

### (課題対応型支援の期間)

第3条 支援の期間は、一つの課題対応型支援に対して原則として1年以内とする。

### (事前相談)

第4条 道総研に課題対応型支援を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程（平成22年4月1日規程第4号）第2条に規定する組織（以下「当該機関」という。）の担当研究職員等（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする課題対応型支援の内容について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 当該機関の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

### (申込み)

第5条 依頼者は、前条の規定により課題対応型支援の実施内容の事前相談が終了した後、支援内容等を記載した課題対応型支援申込書（別記第1号様式）を当該機関の長に提出するものとする。支援内容に、依頼試験（地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程（平成22年4月1日規程第61号）に基づく）を含む場合は、その内容を別紙に記載するものとする。

2 当該機関の長は、前項の規定による課題対応型支援の内容を決定するために、必要な供試物又は原材料（以下「現品」という。）の提供を依頼者に求めることができる。この場合において、現品の供給に要する経費は依頼者が負担するものとする。

### (課題対応型支援の諾否)

第6条 当該機関の長は、第5条の申込書の提出があったときは、当該申込の諾否を決定する。

2 当該機関の長は、課題対応型支援の諾否を決定したときは、その諾否を課題対応型支援諾否通知書（別記第2号様式）により依頼者に通知するものとする。

### (手数料の負担)

第7条 依頼者は課題対応型支援の手数料を負担するものとする。

2 手数料は、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日）第3条（5）

指導手数料」による。また、実施する依頼試験については、「北海道立総合研究機構諸料金規程（平成 22 年 4 月 1 日）第 3 条（2）依頼試験等手数料」による。

- 3 依頼者は前項の規定に係る手数料について、道総研が作成した請求書兼振込依頼書により別に指定する期日までに納付しなければならない。

#### （支援内容等の変更）

第 8 条 当該機関の長は、天災その他やむを得ない理由により課題対応型支援の継続が困難となったときには、両者協議の上、当該支援の内容を変更、又は中止することができる。

- 2 依頼者は、課題対応型支援を中止、又は支援内容等の変更しようとするときは、あらかじめ内容変更申込書（別記第 3 号様式）を当該機関の長に提出しなければならない。
- 3 当該機関の長は、依頼者から内容変更依頼書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、諾否を課題対応型支援変更諾否通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

#### （手数料の精算）

第 9 条 当該機関の長は、課題対応型支援が終了したときは、速やかに精算し、残余が生じたときは残余額を依頼者に返還し、不足が生じたときは不足額を依頼者に請求する。

#### （支援結果の通知）

第 10 条 当該機関の長は、課題対応型支援が終了したときは、実施結果を記した課題対応型支援結果報告書（別記第 5 号様式）を依頼者へ通知するものとする。また、依頼試験を実施した場合は、依頼試験等報告書又は試験分析等成績書を依頼者へ通知するものとする。

#### （成果の帰属）

第 11 条 当該課題対応型支援事業によって発生した発明等に係わる権利については、当該機関の長と依頼者との協議の上、その内容を定める。

#### （物品の返還等）

- 第 12 条 課題対応型支援のために提出された現品は、返納しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。
- 2 前項により、現品を返納する場合の費用は、依頼者が負担するものとする。
  - 3 道総研は、現品の滅失又は損傷に対して、賠償の責任を負わない。

#### （守秘義務）

第 13 条 道総研は、課題対応型支援の遂行上知り得た企業秘密等については、他に漏らしてはならないものとする。ただし、課題対応型支援の成果は、依頼者の同意を得て公表できるものとする。

#### 附則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

## 課題対応型支援申込書

年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

依 頼 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の職氏名） 印 電話番号
振込依頼書（請求書） の送付先 （上記と異なる場合）	住所 氏名

地方独立行政法人北海道立総合研究機構課題対応型支援実施要領第5条の規定に基づき、次のとおり課題対応型支援を依頼したいので申し込みます。

支援の名称	
目 的	
支援内容	
実施場所	
支援期間	年 月 日～ 年 月 日
依頼試験* （詳細を別紙に記載 下さい）	項目1 項目2 項目3

※ 必要に応じて記載下さい。

## 試験、分析、測定、調査等を要する項目の詳細

項目 1	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※1	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※1	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※1	
	謄本の必要部数※2	部
項目 2	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※1	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※1	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※1	
	謄本の必要部数※2	部
項目 3	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※1	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※1	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※1	
	謄本の必要部数※2	部

※1 必要に応じて記載下さい

※2 依頼試験の実施後に交付する成績書又は報告書の副本(写し)。別途料金がかかります。

## 課題対応型支援諾否通知書

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

北海道立総合研究機構理事長

平成 年 月 日付けで申込みのありました下記課題対応型支援の実施については、次のとおりとしましたので、通知します。

### 記

- 1 支援の名称 「 」
- 2 審査の結果 承諾 ・ 不承諾
- 3 審査結果の理由（不承諾の場合のみ記載）
- 4 支援期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 手数料（税込み） 円

（内 訳）

（単位：円）

費 目	金 額	内 訳
課題対応型支援 手数料		
依頼試験等手数料		
手数料の合計		

※消費税相当額を含む

## 内容変更申込書

年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

依 頼 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の職氏名） 印
	電話番号
振込依頼書（請求書） の送付先 （上記と異なる場合）	住所  氏名

地方独立行政法人北海道立総合研究機構課題対応型支援実施要領第8条の規定に基づき、次のとおり支援内容等の変更を依頼したいので申し込みます。

承諾を受けた支援	諾否通知書の番号・発行日 ○○○第 号・ 年 月 日 支援の名称「 」
変更する内容	
変更等の理由	
変更する依頼試験※1 （詳細を別紙に記載 下さい）	項目1 項目2 項目3
備 考	

※1 依頼試験の項目については、詳細を別紙に記載下さい。

## 試験、分析、測定、調査等を要する項目の詳細

項目 1	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※ <sup>1</sup>	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※ <sup>1</sup>	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※ <sup>1</sup>	
	謄本の必要部数※ <sup>2</sup>	部
項目 2	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※ <sup>1</sup>	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※ <sup>1</sup>	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※ <sup>1</sup>	
	謄本の必要部数※ <sup>2</sup>	部
項目 3	依頼試験の項目	試験・調査・分析・鑑定・設計・図案調整・研究 (該当するものに○をつけてください)
	供試品名又は分析を必要とする項目	
	提出物件及び数量	
	依頼内容	
	その他の事項※ <sup>1</sup>	
	生産又は製造(加工)の地名及び実施者名※ <sup>1</sup>	
	試験鑑定の項目、定性又は定量すべき物質名※ <sup>1</sup>	
	謄本の必要部数※ <sup>2</sup>	部

※<sup>1</sup> 必要に応じて記載下さい

※<sup>2</sup> 依頼試験の実施後に交付する成績書又は報告書の副本(写し)。別途料金がかかります。

## 課題対応型支援変更諾否通知書

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

北海道立総合研究機構理事長

平成 年 月 日付けで申込みのありました下記課題対応型支援の支援内容等の変更については、次のとおりとしましたので、通知します。

記

- 1 支援の名称 「 」
- 2 承諾書通知書（発行日） 〇〇〇第 号（ 年 月 日）
- 3 審査の結果 承諾 ・ 不承諾
- 4 審査結果の理由（不承諾の場合のみ記載）
- 5 支援期間 年 月 日～ 年 月 日
- 6 手数料  
手数料（税込み） 円

（内 訳）

（単位：円）

費 目	変更前		変更後	
	金 額	内 訳	金 額	内 訳
課題対応型支援 手数料				
依頼試験等手数料				
手数料の合計				

※消費税相当額を含む



## 課題対応型支援結果報告書

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

北海道立総合研究機構理事長

年 月 日付けで承諾した課題対応型支援「 」に  
ついては、次のとおり実施しましたので、地方独立行政法人北海道立総合研究機構課題対応型支援実施  
要領第10条に基づき、その結果を報告します。

### 記

#### 1 支援の実施状況

(1) 内 容

(2) 実施期間

年 月 日～ 年 月 日

(3) 実施機関及び担当部・グループ

(4) 結 果

(必要に応じて資料等を添付すること。)